

食品及び環境衛生関係の優良施設、衛生功労者及び優良従業員の  
埼玉県朝霞保健所長表彰要綱

第1 目的

地域住民の日常生活に深い関係のある食品及び環境衛生の推進のために率先して献身的に努力し、その成果が顕著である者の功績を顕彰し、公衆衛生の向上を図る。

第2 顕彰の種類  
所長表彰

第3 顕彰の対象

次に掲げる者であって、食品及び環境衛生の向上に著しく功績のあった者とする。

- 1 管内において食品衛生法による許可営業を営む者及び従業員
- 2 管内において食品衛生に関する条例による許可営業を営む者及び従業員
- 3 管内において公衆浴場、理容所、美容所、旅館、クリーニング所及び興行場を営む者及び従業員

第4 顕彰をうける者の選定

保健所長は、別に定める基準に基づき顕彰をうけるべき者を選定するものとする。

第5 顕彰の方法

被顕彰者に別記様式1の表彰状を交付して行う。

第6 顕彰の回数

毎年1回とする。

附 則

この要綱は、昭和37年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から実施する。

## 表彰選定基準

### 1 優良施設

施設及び衛生管理が優秀であり、模範とすべきもので次の各号に該当する者

- (1) 営業年数が5年以上であること。
- (2) 対象となる施設が建築後営業を開始してから2年以上経過していること。
- (3) 食品衛生関係施設にあつては、立入検査票（施設）による採点成績が80点以上であること。
- (4) 対象となる施設は、過去2年間関係法規の規定に違反し、行政処分に処されたことがないこと。
- (5) 施設の改善に対する熱意が認められること。

### 2 衛生功労者

食品及び環境衛生関係の営業に関し、5年以上組織活動の推進、衛生措置の改善に貢献し、その功績が特に顕著である者で次に該当する者

過去2年間関係法令の規定に違反し、行政処分若しくは懲役、禁固又は罰金に処せられたことがないこと。

### 3 優良従業員

衛生知識を有し、業務に精励し、素行善良であり、他の模範となり得る者で、かつ5年以上同一営業所に勤務している者で次の各号に該当する者

- (1) 過去において関係法令の規定に違反し、懲役、禁固又は罰金に処せられたことがないこと。
- (2) 関係法令で規定された健康診断（保菌検査を含む）を受けている者であること。
- (3) 家族従業員でないこと。

## 推 薦 基 準

### 1 優良施設

施設及び衛生管理が優秀であり、模範とすべきもので次の各号に該当する者

- (1) 営業年数が5年以上であること。
- (2) 対象となる施設が建築後営業を開始してから2年以上経過していること。
- (3) 食品衛生関係施設にあつては、立入検査票（施設）による採点成績が80点以上であること。
- (4) 対象となる施設は、過去2年間関係法規の規定に違反し、行政処分に処されたことがないこと。
- (5) 施設の改善に対する熱意が認められること。

### 2 衛生功労者

食品及び環境衛生関係の営業に関し、5年以上組織活動の推進、衛生措置の改善に貢献し、その功績が特に顕著である者で次に該当する者

過去2年間関係法令の規定に違反し、行政処分若しくは懲役、禁固又は罰金に処せられたことがないこと。

### 3 優良従業員

衛生知識を有し、業務に精励し、素行善良であり、他の模範となり得る者で、かつ5年以上同一営業所に勤務している者で次の各号に該当する者

- (1) 過去において関係法令の規定に違反し、懲役、禁固又は罰金に処せられたことがないこと。
- (2) 関係法令で規定された健康診断（保菌検査を含む）を受けている者であること。
- (3) 家族従業員でないこと。